

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 **株式会社 テツグミ組**
 住所 **〒630-1245 奈良市大慈仙町371番地**
 代表者氏名 **代表取締役 奥田哲也**
 電話番号 **TEL 0742-93-2293**
 FAX番号 **FAX 0742-93-2294**
 メールアドレス

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

株式会社 ^{テツ} ^{ケミ}
哲 組

〒630-1245 奈良市大慈仙町371番地

代表取締役 ^{オク} ^ダ ^{テツ} ^ヤ
奥 田 哲 也

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	株式会社 ^{テツ} ^{ケミ} 哲 組		
住 所	〒630-1245 奈良市大慈仙町371番地		
フリガナ 代表者の氏名	オク ダ テツ ヤ 代表取締役 奥 田 哲 也		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
役員の名	代表取締役 奥田哲也 取締役 奥田良子 取締役 奥田太吾 取締役 奥田理香 取締役 稲葉文明 監査役 池田直也	代表取締役 奥田哲也 取締役 奥田太吾 取締役 奥田良子 取締役 稲葉文明 取締役 岳藤正尚	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称

株式会社 哲 組

住 所

〒630-1245 奈良市大慈仙町371番地

代表者氏名

代表取締役 奥田 哲也

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

現在事項全部証明書

奈良市大慈仙町 371 番地
株式会社哲組

会社法人等番号	1500-01-002775	
商号	株式会社哲組	
本店	奈良市大慈仙町 471 番地	
	奈良市大慈仙町 371 番地	平成 21 年 11 月 1 日移転
		平成 21 年 11 月 2 日登記
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	平成 11 年 12 月 1 日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土木建築工事の設計、施工及び請負。 2. 外構工事。 3. 不動産の売買、賃貸、管理及び仲介。 4. セメント、骨材など建築材料の販売。 5. 浄化槽の販売。 6. 大工工事業。 7. 石工事業。 8. タイル・れんが・ブロック工事業。 9. ほ装工事業。 10. とび・土工工事業。 11. 屋根工事業。 12. 鋼構造物工事業。 13. しゅんせつ工事業。 14. 上下水道工事業。 15. 電気工事業。 16. 建物解体。 17. 産業廃棄物の収集、運搬及び処理。 18. 造園工事業。 19. 宅地造成業。 20. 砂利、砂、石材、土砂の採取及び販売。 21. 石材の加工販売。 22. 一般貨物自動車運送事業。 23. 第一種利用運送事業。 24. 上記各号に附帯関連する一切の業務。 	
発行可能株式総数	800株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 300株	

奈良市大慈仙町371番地
株式会社哲組

資本金の額	金1500万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、株主総会の承認を受けなければならない。 令和4年7月7日変更 令和4年7月7日登記	
役員に関する事項	取締役 奥田哲也	平成28年6月23日重任 平成28年6月29日登記
	取締役 奥田太吾	平成28年6月23日重任 平成28年6月29日登記
	取締役 奥田良子	平成28年6月23日重任 平成28年6月29日登記
	取締役 稲葉文明	平成28年6月23日重任 平成28年6月29日登記
	取締役 岳藤正尚	平成28年6月23日重任 平成28年6月29日登記
	奈良市法華寺町28番地の5 代表取締役 奥田哲也	平成28年6月23日重任 平成28年6月29日登記



これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和4年8月2日

奈良地方法務局
登記官

山本秀樹

